

南城市告示第142号

令和6年度南城市商品券交付事業実施要綱を次のように定める。

令和6年6月28日

南城市長 古謝 景春

令和6年度南城市商品券交付事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、世界的な燃料高騰や物価高騰における家計負担や地域経済への影響を鑑み、市民の家計を支援するとともに、地域における消費を喚起し、多くの市民で地元事業者を応援することにより、地域経済の一層の振興を図ることを目的とし、市内店舗等で利用できる商品券を全市民に対し交付する南城市商品券交付事業について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商品券給付型 前条の目的を達成するために、市によって交付される商品券をいう。
- (2) 商品券給付型の交付対象者 令和6年4月1日時点において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく市の住民基本台帳に記録されている住民をいう。
- (3) 特定取引 商品券給付型が対価の弁済手段として使用される物品（第4条第6項各号に掲げるものを除く。）の取引をいう。
- (4) 特定事業者 第7条の規定による登録を行った事業者で、特定取引を行い、受け取った商品券給付型の換金を申出ることができる事業者をいう。

(商品券給付型の交付等)

第3条 市は、商品券給付型の交付対象者に対して、一人あたり2,500円分の商品券給付型を交付する。

2 商品券給付型の1枚当たりの額面は、500円として交付する。

(商品券給付型の使用範囲等)

第4条 商品券給付型は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 商品券給付型の使用期間は、市長が定める日までの間とする。

3 特定取引に使用された商品券給付型の額面の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者から当該上回る額に相当する金銭の支払いは行われぬものとする。

- 4 商品券給付型は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。
- 5 商品券給付型は、交付された本人又は3親等内の親族に限り使用することができる。
- 6 商品券給付型は、以下に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。
 - (1) 出資や債務の支払
 - (2) 有価証券、商品券、金券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
 - (3) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
 - (4) 土地・家屋購入、家賃・地代等の不動産に係る支払
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に係る支払
 - (6) 国や地方公共団体への公租公課、電気料金等の公共料金の支払
 - (7) 現金との換金、金融機関への預け入れ
 - (8) 商品券の交換又は売買
 - (9) 特定の宗教・政治団体にかかわるものや公序良俗に反するものへの支払等
 - (10) 商品券取扱店が特別に指定した商品の購入
(商品券給付型の申請)

第5条 商品券給付型の交付の申請は不要とする。

(商品券給付型の交付の方法等)

第6条 市は、第2条第2号に掲げる商品券給付型の交付対象者が属する世帯主へ商品券給付型を郵送により交付する。

- 2 商品券給付型は、交付された本人若しくは同一世帯員以外の者へ交換、譲渡又は売買することはできない。
- 3 商品券給付型の交付対象者は、一度交付を受けた商品券給付型の盗難又は紛失による再交付を受けることができない。
- 4 不在住等の理由による郵便不達で郵便局から市へ返戻された商品券給付型については、商品券給付型の交付対象者本人若しくは同一世帯員からの申出に基づき、市において本人確認を行った上で直接交付する。
- 5 配偶者等の暴力を理由に避難し、住所地にて商品券給付型を受取ることが困難な者については、配偶者等の暴力を理由に避難している旨の申出書（様式第1号）を商品券利用期間の終了までに市へ提出することで、市の避難支援担当部局を通して、商品券給付型の交付を受けることができる。
- 6 商品券給付型の交付対象者は、商品券給付型の汚れ、破損等による引換えを希望する場合、引換依頼書（様式第2号）を提出することで新しい商品券給付型と引換えすることができる。この場合、引換えする商品券給付型の券面の面積が3分の2以上残っていなければならない。
- 7 市は、商品券給付型の交付対象者が商品券給付型の受取りを辞退した場合、南城

市社会福祉協議会へ寄贈する等、地域の福祉活動等に使用する。

8 市は、返還された商品券給付型を受理した場合、いかなる理由においても再交付を行わない。

(特定事業者の登録等)

第7条 市は、別に作成する募集要項を公示して特定事業者を募集し、応募した事業者を登録する。

2 前項の規定により取扱店として登録することができる者は、市内に事業所、店舗等を有する事業者とする。

(特定事業者の責務)

第8条 特定事業者は、特定取引において次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 商品券給付型の受取りを拒んではならない。

(2) 商品券給付型の譲渡、交換及び売買を行ってはならない。

(3) 市及び南城市商工会と適切な連携体制を構築すること。

(4) その他前条第1項の募集要項に定める事項。

2 市は、特定事業者が前項各号の規定に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

(商品券給付型の換金手続)

第9条 市は、特定取引において商品券給付型が使用された場合は、特定事業者に対し、その額面に相当する金銭を支払うものとする。

2 特定事業者は、第7条第1項の規定により登録を受けた特定事業者であることを明示し、商品券給付型の使用期間に特定取引において受け取った商品券給付型を提出して、市長が定める日までに券面金額での換金を市へ申し出る。

3 市は、特定事業者から前項の換金の申出を受けたのち、振込依頼を金融機関へ申出を行い、口座振込により速やかに換金を行う。

4 特定事業者は、偽りその他不正の手段により商品券給付型を換金した場合は、当該換金額の全部又は一部を返還しなければならない。

(商品券給付型に関する周知等)

第10条 市長は、商品券交付事業の実施に当たり、広報その他の方法により周知を行う。

(補則)

第11条 この告示の実施に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年6月28日から施行し、令和6年6月4日から適用する。